

援助活動依頼について

- 事前に登録が必要です。入会金・年会費は一切かかりません。
- 依頼は必ずセンターを通して行ってください。アドバイザーが対応します。
- センター閉設時に急に依頼をしたいときは、紹介した提供会員に直接依頼してください。

※提供会員に直接依頼した場合、依頼会員が必ず活動前にセンターへ連絡してください。センターへの連絡は、24時間留守番電話とFAXで受付けています。

センターが受付した援助活動内容が補償保険対象となります。

緊急(事故等)の連絡先について

援助活動の際、事故・けが・トラブルなどで緊急に連絡が必要な場合最初に「ファミリー・サポートの件で」と伝えて下さい。

- 月～金曜(祝日除く) 8:30～17:15 ファミリー・サポート・センター TEL 0942-53-3123
- 毎週土曜・第4日曜(祝日除く) 8:30～17:15 おひさまハウス TEL 0942-53-3123
- 上記以外・祝日 筑後市役所(代表) TEL 0942-53-4111

※アドバイザーに連絡がいきます。
援助依頼はお受けしていません。

お問い合わせ・お申し込み先

〒833-0047
筑後市大字若菜 1144 番地 3
筑後市子育て支援拠点施設内
(おひさまハウス)

ちくごファミリー・サポート・センター

TEL 0942-53-3123
FAX 0942-53-8574

センター開設時間

月～金曜 / 8:30～17:15



ちくごファミリー・サポート・センター

相互援助活動の手引き



会員の資格

依頼会員

- (子育ての手助けをして欲しい人)
1. 筑後市在住または、勤務している人
 2. 小学6年生までの子どもがいる人
(預かりは生後3ヶ月から家事援助は出産後より可)

提供会員

- (子育てのお手伝いができる人)
1. 原則筑後市在住で、18才以上の人
 2. 健康で子育てに意欲のある人
 3. 当センターが実施する講習を修了した人
(保育士の資格を持っている人・子育て支援員・子育てマイスターとして認定されている人はおたずねください)

両方会員

依頼会員と提供会員のどちらにも登録する人

具体的な援助の内容

1. 一時的に子どもを預かって欲しい時の援助
2. 保育所(園)、幼稚園等の送り迎え、および登園前、帰宅後の援助
3. 学童の放課後または学童保育からの帰宅後の援助
4. 病気や産後間もない(出産～3か月)のために育児や家事ができない時の援助

(例) ・就職活動や就業訓練のため
・乳幼児を連れて出かけにくいとき(美容室、歯医者、参観日、その他)
・時には子育てを離れて、自分自身の時間を持ちたい時
・生後3か月までの乳児のお世話、排泄や沐浴のお手伝い

※援助は原則として「提供会員」の自宅で行います。
※子どもの宿泊及び病児保育は行いません。



利用料の基準

ちくごファミリー・サポート・センターの利用料の基準は次のとおりです。

利用日時	1時間あたり	基準額 (提供会員の報酬額)	依頼会員から 提供会員への利用料金	市からの助成金
平日・土曜(7:00~19:00)	1時間 当たり	500円	300円 (ひとり親等200円)	200円 (ひとり親等300円)
平日・土曜の上記外の時間 日曜・祝日・12/29~1/3		700円	400円 (ひとり親等300円)	300円 (ひとり親等400円)

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超えた場合、30分までは上記料金の半額とし、30分を超えた場合は1時間とします。
- 複数のお子様(きょうだい)を預かる場合は、二人目から半額とします。
- 提供会員に食事(ミルク)おやつをお願いする場合は、**依頼会員が実費を支払**ってください。また、お子様にアレルギーがある場合など、特定のものを希望する時は、**依頼会員が用意**して下さい。
- 車を使った援助活動の場合は、別途利用料金に1回100円を加算します。(送迎は筑後市内のみ、子どものみ乗車可)公共交通機関・タクシーを使った場合は依頼会員が実費を支払ってください。
- キャンセルの場合、下記の金額を**依頼会員が支払**ってください。
 - ①前日まで……………無料
 - ②当日……………1時間分の基準額
 - ③連絡なしの場合……………全額(予定基準額) ※助成金は支払われません。
- 援助活動終了後、その都度すみやかに**提供会員に利用料金を支払**ってください。
- 筑後市は、提供会員に助成金を一月分翌月に一括してお支払します。



補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に次の三つの保険に加入することになります。保険料は当センターが負担します。

●提供会員傷害保険

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内で死亡
後遺障害	程度により20万~500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内で180日分を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

※提供会員が当センターの斡旋による保育サービス提供中や、保育サービスを提供するための自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上において害を被った時に補償します。

●賠償責任保険

事由	補償額
対人 対物	1事故につき 2億円

※会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の損害責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

●依頼子供傷害保険

※依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている時に事故を被った時に補償します。

事由	補償額	その他
死亡	300万円	事故日より180日以内で死亡
後遺障害	程度により12万~300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内で30日分を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度



利用料金早見表

当日、依頼会員が提供会員へ支払います。赤字は助成金とし後日、提供会員へ筑後市がお支払いします。(ひとり親家庭等は赤字が利用料金となります。)

			1時間	1時間半	2時間	2時間半	3時間	3時間半	4時間	4時間半	5時間	5時間半	6時間	6時間半	7時間	7時間半	8時間	8時間半	9時間	9時間半	10時間
平日・土曜 7:00~19:00 まで	1時間あたり 300円 200円	1人	300 200	450 300	600 400	750 500	900 600	1050 700	1200 800	1350 900	1500 1000	1650 1100	1800 1200	1950 1300	2100 1400	2250 1500	2400 1600	2550 1700	2700 1800	2850 1900	3000 2000
		2人 (x1.5)	450 300	675 450	900 600	1125 750	1350 900	1575 1050	1800 1200	2025 1350	2250 1500	2475 1650	2700 1800	2925 1950	3150 2100	3375 2250	3600 2400	3825 2550	4050 2700	4275 2850	4500 3000
		3人 (x2)	600 400	900 600	1200 800	1500 1000	1800 1200	2100 1400	2400 1600	2700 1800	3000 2000	3300 2200	3600 2400	3900 2600	4200 2800	4500 3000	4800 3200	5100 3400	5400 3600	5700 3800	6000 4000
上記以外の時間 日曜・祝日	1時間あたり 400円 300円	1人	400 300	600 450	800 600	1000 750	1200 900	1400 1050	1600 1200	1800 1350	2000 1500	2200 1650	2400 1800	2600 1950	2800 2100	3000 2250	3200 2400	3400 2550	3600 2700	3800 2850	4000 3000
		2人 (x1.5)	600 450	900 675	1200 900	1500 1125	1800 1350	2100 1575	2400 1800	2700 2025	3000 2250	3300 2475	3600 2700	3900 2925	4200 3150	4500 3375	4800 3600	5100 3825	5400 4050	5700 4275	6000 4500
		3人 (x2)	800 600	1200 900	1600 1200	2400 1500	2400 1800	2800 2100	3200 2400	3600 2700	4000 3000	4400 3300	4800 3600	5200 3900	5600 4200	6000 4500	6400 4800	6800 5100	7200 5400	7600 5700	8000 6000

*注:市外在住の方は、基準額を支払っていただきます。